

「平成29年度果樹農業好循環形成総合対策事業に係る果実消費  
拡大のための消費者向けWEBコンテンツ等制作」仕様書

1. 業務名

平成29年度果樹農業好循環形成総合対策事業に関する果実消費拡大のための消費者向けWEBコンテンツ等制作

2. 趣旨

国民の健康増進と生活習慣病予防等を目的として、食生活指針の具体的な推進を図るため、1日当たりの各食品の適正な摂取量の目安が「食事バランスガイド」で示されている。この中で、果実は1日200gの摂取が目標となっているが、現状ではその半分程度にとどまっており、特に20歳代～40歳代の働き盛り世代における果実摂取量は他の世代に比べて極端に少ない状況が続いていることから、平成27年4月に策定された新たな果樹農業基本方針においても、『果実摂取量は働き盛り世代で特に少ない現状。世代別のニーズを踏まえたアプローチが必要。』とされている。

このため、公益財団法人中央果実協会では、20歳代～40歳代の消費者における果実摂取の増大を図ることを目的とした啓発活動を行うものである。その際、果実と健康に関する誤解を解き、健康増進と生活の質の向上を図る上での果実の重要性を消費者にわかりやすく伝えるとともに、果実の需要拡大のための情報を提供するためのWEBコンテンツ、SNSコンテンツ等を制作・運用する。

3. 対象者

特に果実摂取量の少ない20歳代～30歳代の一般消費者を主要なターゲットとした情報発信を行う。

4. WEBコンテンツの内容

作成するWEBコンテンツは次のとおりとするが、これ以外にも有用なものがあれば追加する。

- (1) サイト訪問者に対して、国産果実を中心とした果物の魅力を伝えるものであること。
- (2) 近年の果物に対する消費者の意識を踏まえた、果実摂取意欲を喚起する内容であること。
- (3) 果物と健康に関する俗説の誤解を解く内容であること。
- (4) サイト訪問者の広範かつ継続的な確保を図る内容であること。
- (5) 「もぎたてパーラー」等中央果実協会のサイトへの訪問を誘導する仕組みを備えていること。

5. 委託期間

契約締結日から平成30年2月28日まで（ただし、10月中には試験運用を開始）

6. 予算額

3,500千円（見込み）